破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町７丁目83番地の２
債務者　吉田　幸治
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第４７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原前穴持25番地14、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光527番地
債務者　樋口サツミ
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４８号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野27番地６　貸家佐々木８　４号棟
債務者　小原　明美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１５５号
群馬県高崎市砂賀町32番地
債務者　松村　　勇
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１７１号
群馬県高崎市下小鳥町214番地１　ドリームハウス高崎206号
債務者　小澤　哲也
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４５７号
埼玉県鶴ヶ島市羽折町21番地３　ＳＴハイム202号
債務者　尾形　敏文（旧姓梶野）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４８４号
埼玉県川越市岸町１丁目31番地42
債務者　菅谷　敏江
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５１号
三重県松阪市大黒田町665番地４　旭ハイム202
債務者　不殿さつき
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４３号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番１―1106号　みずほ団地
債務者　渡辺　博美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
北海道滝川市滝の川町東３丁目12番16号　共同生活援助事業所こころ
債務者　吉田　年成
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
北海道帯広市西４条南10丁目34番地　センターシティー１・1106号室
債務者　加藤みどり
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
北海道中川郡幕別町字豊岡５番地の480
債務者　岡田真里子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
愛知県一宮市三ツ井５丁目６番２号　レオパレス三久108号
債務者　辰野　健治
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県篠山市小田中103番地２
債務者　北尾あゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県丹波市氷上町三原１番地１　ザ・サイプレスゴルフクラブ男子寮、前住所兵庫県丹波市柏原町母坪397番地１　201
債務者　平方　辰巳
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県丹波市氷上町常楽809番地２
債務者　三村　晃子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
香川県高松市鶴屋町３番８―502号　片原町駅北マンション
債務者　坂口美貴江
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係